

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

資料1 川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

参 考 川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について

経済労働局

令和元年10月31日

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

近年、食品流通において、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、産直等の流通の多様化が進んでおり、こうした状況の変化に対応して生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図ることを目的とした卸売市場法の改正が行われました。

本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえ、食品等の流通の多様化に対応するため、取引ルールを中心とした市場業務条例の一部改正を行うことについて、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、5通（意見総数9件）の御意見をいただき、その内容と御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正」について
意見の募集	令和元年8月29日（木）～令和元年9月27日（金）
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（9月1日号） ・ 川崎市ホームページ ・ 川崎市中央卸売市場北部市場 ・ 川崎市地方卸売市場南部市場 ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所 ・ 各市民館、各図書館
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市ホームページ ・ 川崎市中央卸売市場北部市場 ・ 川崎市地方卸売市場南部市場 ・ 情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所 ・ 各市民館、各図書館

3 結果の概要

意見提出数（意見数）		5通（9件）
（内訳）	電子メール	2通（2件）
	ファクシミリ	2通（4件）
	持参	1通（3件）

4 御意見の内容と対応

(1) 意見に対する対応区分

- A：御意見を踏まえ、条例案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の取組を進める上で参考とするもの
- D：案に関する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他

(2) 意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
ア 条例改正に関すること				1		1
イ 条例改正に係る関係者との話し合いに関すること			2			2
ウ 今後の卸売市場運営に関すること			4			4
エ 改正卸売市場法に関すること			2			2
合計			8	1		9

(3) 具体的な意見の内容と市の考え方

ア 条例改正に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>今回の条例改正に合わせ、市場使用料、利用料金についても見直しが必要だ。</p> <p>卸売市場は市民生活にとって有益な施設であり、卸売市場事業特別会計への一般会計からの繰入自体は必要に応じて行われるべきだが、これを少しでも削減し、自立した経営の実現に近付けることが望ましい。</p> <p>また、利用料金の設定を、賃料相場の変化や条例改正等のタイミングに合わせ、所管課の判断で柔軟に見直せるようにすべきだ。</p>	<p>今回の条例改正は、法改正による取引ルール的大幅な規制緩和を踏まえ、本市市場として、公正な取引を保障するための最小限の規制のみを定め、取引の自由度をあげて取引しやすい環境を整えようとするものであることから、市場使用料等については、今回の改正の対象としていません。</p> <p>市場使用料等の見直しには、改正法に基づく新たな制度下において、今般の取引規制の緩和等が、どの程度市場取引に影響を与えるかを判断し、それらを踏まえて適切な市場使用料等を議論することが必要であること、また、国は改正法の施行後5年を目途に、流通・消費の動向等を踏まえ、新法の各規定について検討を加え、必要な見直しを行うものとしていることから、今後の国等の動向を踏まえつつ、議論が可能となるような判断材料が整った時点で、改正手続きの方法も含め市場使用料等の見直しの検討を進めてまいりたいと考えています。</p>	D

イ 条例改正に係る関係者との話し合いに関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
2	これまで、取引ルールについて市と市場関係者による話し合いが行われる中で、市は開設者としての北部市場の将来ビジョンを持ち合わせているとは思えなかったが、開設者として、今後どうしていきたいのか明確に示すべきだ。	本市としては、パブリックコメント資料の「5 改正の内容」の「市場業務条例改正の考え方」に示したとおり、卸売市場の活性化に向け、公正な取引を保障するための最小限の規制のみを定めるとともに、取引の自由度をあげて取引し易い環境を整え、出荷者や買受人に選ばれた卸売市場を目指すこととしています。	C
3	取引ルールの見直しに関し、卸側と仲卸側とは考え方に多くの相違点があるが、力関係では仲卸業者が弱者となるので、話し合いには開設者である川崎市の厳正中立な裁定が必要である。	卸売市場においては、卸売業者と仲卸業者は同じ場内事業者として共存共栄の関係にあることから、本市としては、両者の健全な事業活動が今後も維持されるよう、必要な調整を図り、引き続き、適切に取引ルールの策定を進めてまいります。	C

ウ 今後の卸売市場運営に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
4	<p>(南部市場に対する意見として)</p> <p>今後の方向性として地域密着を進めるのはいいが、そのための予算確保が必要である。それがなければ行動に移すことはできず、改革もできない。</p> <p>老朽化施設をどうするのか。壊すのか現状維持なのか、早急に答えを出すべき。</p> <p>市場内の食堂を充実すべき。安くボリュームがある、市場内の従業員向けの特価販売があるなど、行列のできるような店を望む。</p> <p>青果・鮮魚・精肉部門では『道の駅』をイメージした最先端のマルシェを目指すべき。</p> <p>利用しやすい駐車場の整備も必要だ。</p> <p>市は、様々な意見を聞き、期間を定め取組を進めていくべき。</p>	<p>市場運営や市場の活性化に要する予算については、市総合計画や市場経営プラン等の中長期的な計画を踏まえ、毎年、必要な手続きを経て適切な額を確保しています。</p> <p>老朽化施設については、南部市場では平成19年度から平成22年度にかけて、既存施設を活かしながら水産棟の温度管理型施設への改修など市場施設の再整備を実施し、地方市場として再出発したところであり、当面は適宜老朽化対策等の必要な措置を講じながら市場機能を維持していくこととしていますが、将来的には、可能な限り民間活力を導入し、機能強化や機能更新に向けた整備を検討してまいります。</p> <p>市場内の食堂や青果・水産・関連部門等の活性化、駐車場の整備等については、本年6月に策定した「川崎市卸売市場経営プラン改訂版」において「市民に親しまれる市場化の推進」を基本施策として掲げていますので、その方向に沿って、多くの市民の方に来場していただけるよう取組を進めてまいります。</p>	C

	市職員は数年で異動し、その後は市場の課題とは無関係になるが、場内事業者は違う。もっと本気で話し合いをしてほしい。	関係者との話し合い等については、日頃から、定例的な会議だけでなく、日常的に対話を重ねることなどにより、緊密な意思疎通の維持に努めるとともに、本市の人事異動に際しては、十分な事務引継ぎにより、後任者の問題意識を高め、継続的に場内事業者等と課題を共有できるような良好な関係の構築に努めてまいります。	
5	農林水産省は法改正の中で市場の民営化を視野に入れているとしているが、民営化された市場では、資本の論理が優先され、川崎市民や北部市場利用客、市場で働く人への優先配慮は考えられず、今後も市による運営継続を希望する。	市場の運営体制については、本年6月に策定した「川崎市卸売市場経営プラン改訂版」において、「効率性と公共性のバランスを取りながら、及び社会環境の変化等に迅速・的確な対応を可能とする柔軟な体制を選択する」としていますが、同時に、同プラン改訂版では、卸売市場の有する公共性・社会的役割・機能の意義を認め、市場の将来像として、一定の公共関与の下に運営がなされているとしていますので、将来選択される運営体制においても、市民を優先するという基本姿勢は引き続き維持するものと考えています。	C
6	食品衛生法の改正に合わせて、市場施設の適切な温度管理やコールドチェーンシステムの確保が求められており、施設更新や老朽化対策について早急に対処してほしい。 (同趣旨の意見 計2件)	卸売市場の施設については、本年6月に策定した「川崎市卸売市場経営プラン改訂版」において、多様化するニーズへの対応として、低温化、加工機能強化等を課題と認識し、施策の方向性として、「消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化」を、また、基本施策として、「コールドチェーンシステムの確保に向けた取組」を掲げていますので、その方向に沿って、必要な機能の確保に向けた取組を進めてまいります。	C

エ 改正卸売市場法に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
7	今回の卸売市場法改正による規制緩和は、卸売業者の第三者販売の禁止、商物一致の原則等、仲卸業者の直荷引きの禁止等の既に例外規定の運用により形骸化した取引ルールについて、現状を追認したものと理解しているが、なんでもありとする規	改正卸売市場法については、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造を実現することを目的として、昨年6月、時代に則して大幅に規制を緩和する改正を国が行ったものです。	C

	<p>制緩和は、弱者を淘汰し、競争力のある卸・仲卸しか生き残れないようにするものだ。</p>	<p>本市としても、法改正の趣旨を踏まえ、卸売市場を活性化するために、公正な取引を保障するための最小限の規制のみを定め、取引の自由度をあげて取引し易い環境を整え、出荷者や買受人に選ばれる卸売市場を目指すこととし、それに向けて、市場関係者と様々な形式で意見交換等を行いながら、条例改正の手続きを進めているところです。</p> <p>市場関係者との意見交換の中では、卸売業者の第三者販売等の原則自由化等に対し、仲卸業者から今後の取引への影響を懸念する声もありましたが、一方で、仲卸としても直荷引きの自由化は品揃えを充実させるチャンスと前向きに捉えるべきとの御意見などがあつたほか、こうした取引が既に形骸化していることもあり、それらの規制緩和に当たっては、市場関係者による公正な取引環境を確保するための協議の場を設けることなどで、今回の原則自由化の方針について、概ね全体的な合意が図られているところですので、今後も関係者の御意見をお聞きしながら、市場全体の活性化に向けて、適切に条例改正の手続きを進めてまいります。</p>	
8	<p>今回の卸売市場法改正について、市場への公的関与が後退すること、民間企業による市場開設を可能とすることに違和感を持つ。</p> <p>これまでの自治体による指導や検査、監督が民間に丸投げされれば市場における公正・公平は担保されない。</p> <p>また「第三者販売の禁止」がなくなれば、大手スーパーの買占めなどで、品質と需要によらず、販売力の高い大手と売手側との力関係で価格が決まることになり、買ったたきで生産者が被害を受けることも考えられる。</p> <p>この改正法が認められれば、実質的に市場は意味を失い、自由過ぎる競争の過熱と中小仲卸が淘汰される</p>	<p>改正卸売市場法については、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造を実現することを目的として、昨年6月、時代に則して大幅に規制を緩和する改正を国が行ったものです。</p> <p>本市としても、法改正の趣旨を踏まえ、卸売市場を活性化するために、公正な取引を保障するための最小限の規制のみを定め、取引の自由度をあげて取引し易い環境を整え、出荷者や買受人に選ばれる卸売市場を目指すこととし、それに向けて、市場関係者と様々な形式で意見交換等を行いながら、条例改正の手続きを進めているところです。</p> <p>市場関係者との意見交換の中では、卸売業者の第三者販売等の原則自由化等に対し、仲卸業者から今後の取引への影響を懸念する声もあ</p>	C

<p>未来しかないのではないか。</p> <p>日本の食文化の多様性を支える市場機能の維持・発展を考えた法案を再検討することを望む。</p>	<p>りましたが、一方で、仲卸としても直荷引きの自由化は品揃えを充実させるチャンスと前向きに捉えるべきとの御意見などがあつたほか、こうした取引が既に形骸化していることもあり、それらの規制緩和に当たっては、市場関係者による公正な取引環境を確保するための協議の場を設けることなどで、今回の原則自由化の方針について、概ね全体的な合意が図られているところですので、今後も関係者の御意見をお聞きしながら、市場全体の活性化に向けて、適切に条例改正の手続きを進めてまいります。</p> <p>また、国は、改正法の施行後5年を目途として、食品等の生産、流通及び消費者の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益増進に資する食品等の流通構造の実現の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うとしていますので、本市としても、今回の規制緩和により、市場取引が、今後どのように変化するかを十分注視しながら、国等の動向も踏まえ、必要な調整を図ってまいりたいと考えています。</p>
--	---

(4) 意見全体に対する市の考え方

パブリックコメントでは、本市が示した取引ルールに関する考え方についての御意見はなく、その多くは今後の卸売市場運営等に関する御意見であつたことから、当初の考え方のおり条例改正の手続きを進めるとともに、寄せられた御意見については、今後の卸売市場運営に活かしてまいります。

6 お問い合わせ

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

電話：044-975-2219 FAX：044-975-2242

1 改正卸売市場法の概要と市場業務条例の改正理由

(1) 改正卸売市場法の概要

国での規制改革推進会議において、農林漁業者の所得向上を目的に全国農業協同組合連合会の改革及び流通・加工の合理化が議論された事に端を發して、平成30年6月に卸売市場法を時代に則して規制緩和する改正が行われた(令和2年6月21日施行)。

<卸売市場法の改正の考え方>

- ①生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応
- ②卸売市場を含めた食品流通の合理化
- ③生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進

<改正卸売市場法のポイント>

- ①開設主体：都道府県・人口20万人以上の市 ⇒ 民間含め制限無
- ②国の関与の減少
 - ・整備基本方針、整備計画の策定廃止
 - ・開設区域、卸売業務の許可、卸売業者への検査・監督に関する規定の廃止等
- ③取引ルールの大幅な規制緩和
公正かつ透明を旨とする取引ルールのみ共通ルールとして定め
その他の取引ルールは、市場ごとに規定可能。

(2) 市場業務条例の改正理由

食品流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、産地直売等の流通の多様化が進んでおり、こうした状況の変化に対応して、国では、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適性化を図るため、卸売市場法の改正が行われた。

本市においても、法改正の主旨を踏まえ、食品等の流通の多様化等に対応するため、**取引ルールを中心として、川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の改正を行う。**

2 現行市場業務条例の概要

(1) 現行市場業務条例の概要

生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に寄与するため卸売市場に関する事項(目的、取扱品目、市場関係事業者、売買取引及び決済の方法、監督、施設の使用等)を定め、その適正かつ健全な運営を確保している。

(2) 現行市場業務条例に定めている主な事項

【事 項】	【規 定 概 要】
①総則	目的、市場の名称、指定管理者※地方卸売市場のみ、取扱品目、開場の期日・時間等に関する事
②市場関係事業者	卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者の基本的な役割等に関する事
③売買取引及び決済の方法	売買取引の原則・方法、取引ルール、代金決済等に関する事
④品質管理の方法	取扱物品の品質管理の方法等に関する事
⑤市場施設の使用	市場施設の使用指定、返還、使用料、減免等に関する事
⑥監督	市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導、検査、監督処分等に関する事
⑦その他	市場運営協議会・審議会、災害時における生鮮食料品等の確保等、市場の運営等に係るその他に関する事

3 改正卸売市場法における取引ルールの取扱い

(1) 改正卸売市場法での主な取引ルール

①共通(必須)の取引ルール ⇒公正かつ透明を旨とする基本的な規定

- ア 売買取引の原則 : 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと
- イ 差別的取扱いの禁止 : 開設者及び卸売業者は、取引参加者等に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない
- ウ 売買取引の方法 : 卸売業者は、業務規程で定められた方法により、卸売をすること
- エ 売買取引の条件の公表 : 卸売業者は、売買取引の条件を公表すること
- オ 受託拒否の禁止 : 卸売業者は、販売の委託の申込みがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、拒んではならない
- カ 決済の確保 : 取引参加者は、業務規程に定められた方法により、決済を行うこと
- キ 売買取引の結果等の公表 : 開設者及び卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の売買取引等を定期的に公表すること

②その他(任意)の取引ルール ⇒卸売市場の活性化を図る観点から、共通の取引ルールに反しない範囲において、関係者の意見を踏まえ、市場ごとに定めることができる。

[参考：現行卸売市場法における、その他の取引ルールにあたる主な規定]

ア 卸売業者の取引ルール

- (ア) 第三者販売の禁止 : 原則、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない
- (イ) 商物一致の原則 : 原則、市場内にある物品以外の卸売をしてはならない
- (ウ) 自己買受の禁止 : 販売を委託された商品を卸売業者自ら買い受けてはならない
- (エ) 開設区域内での販売行為禁止 : 開設区域内での販売は事前に承認を受けなければならない
- (オ) 買受物品等の制限 : 仲卸業者又は売買参加者から、販売の委託又は買い受けてはならない

イ 仲卸業者の取引ルール

- (ア) 直荷引きの禁止 : 原則、卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない
- (イ) 開設区域内での販売行為禁止 : 開設区域内での販売は事前に承認を受けなければならない
- (ウ) 受託販売の禁止 : 販売の委託を引き受けをしてはならない

※上記の取引ルールの多くは、現在実情に合わせて追加されてきた例外規定により形骸化している。
※4ページの参考2に主なその他の取引ルールのイメージを記載

4 これまでの検討状況と川崎市卸売市場経営プラン改訂版での考え方

(1) 市場関係事業者からの意見の聴取

- ①平成30年9～10月 プラン改訂のための個別ヒアリング時に、併せて取引ルール等についてもヒアリングを実施
- ②平成31年1月 部類ごとに取引連絡会議を開催し、その他の取引ルールや取扱品目等について市場関係事業者と意見交換を実施
- ③平成31年2月 市場開設運営協議会、市場運営審議会を開催し、現状を報告
- ④平成31年3月～令和元年6月 南北市場全体、業態(卸売業者、仲卸業者)別で会議を開催し、事業者の意見を聴取

(2) 川崎市卸売市場経営プラン改訂版(令和元年6月策定)での取引ルールの策定の考え方

◎改正卸売市場法の趣旨を反映するとともに、近隣市場との競争上、規制の多い市場は敬遠される懸念があることから**市場業務条例において、その他の取引ルールの原則自由化を推進することを明記**

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について

5 改正の内容

《市場業務条例改正の考え方》
公正な取引を保障するための最小限の規制のみを定める

取引の自由度をあげて取引し易い環境を整え、出荷者や買受人に選ばれる卸売市場を目指す!!

(1) 市場業務条例の改正区分と主な改正概要

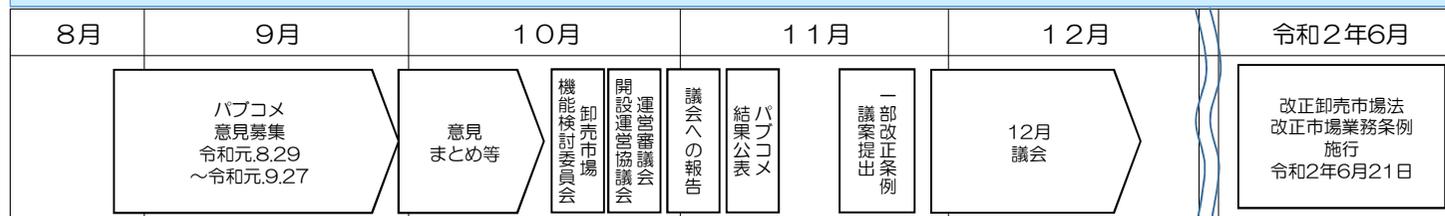
【改正区分】

改正区分	改正理由	改正区分	改正理由	改正区分	改正理由
①規制緩和	ア 規制を緩和するため規定内容を改め改正	②共通の取引ルールの義務化	ア 現行市場業務条例に規定がないため新設	③国等での業務廃止	ア 新たに市が行うため新設
	イ 規制を緩和するため廃止		イ 現行市場業務条例の規定内容を改め改正		イ これまで市が行っていた業務と併せて行うため改正

【主な改正概要】

	【事項】	改正区分	【改正概要】
第1章 総則	(1) 取扱品目	①ア	部類(青果、花き、水産物)毎に取扱品目が限定されていたが、規制を緩和し、部類の枠組みを超えて取り扱えるように改正
第2章 市場関係事業者	(1) 卸売業者の許可、取消、事業譲渡等	③ア	卸売業者に関する、許可、取消、事業譲渡の許認可は、これまで国等が行っていたが、卸売市場法から卸売業者に関する規定が削除されたため、規定を新設
	(2) せり人の登録、更新、取消、削除等 ※中央卸売市場のみ、地方卸売市場は現行も卸売業者からの届出制	①ア	せり人の登録に際し、これまで市による試験を課して登録を行ってきたが、規制を緩和し、卸売業者からの届出制に改正
	(3) 売買参加者の承認、取消等	①ア	市による承認を行ってきたが、規制を緩和し、取引当事者である卸売業者からの届出制に改正
第3章 売買取引及び決済の方法	(1) 売買取引の方法	①ア	販売方法について規制を緩和し、せり売、入札及び相対取引のいずれかによることに改正
	(2) 売買取引の条件の公表	②ア	共通の取引ルールとして、卸売業者は、営業日・時間、取扱品目、引き渡し方法、委託手数料等、規則等で定める売買取引に関する条件について、インターネット等による公表を推奨する規定を新設
	(3) 決済の方法	②ア	共通の取引ルールとして、取引参加者が売買取引を行う場合、支払期日、支払い方法等について、規則等で定める方法に従うこととする規定を新設
	(4) 売買取引の結果等の公表	②イ	開設者及び卸売業者による、卸売数量、価格、産地等の取引結果の公表について、市場外にも広く情報を開示するため、場内掲示からインターネット等による公表を推奨するよう改正
	(5) 卸売業者の取引ルール	①ア	卸売業者のその他の取引ルールについて規制を緩和し、原則自由化とし、取引し易い環境を整えるため改正 ※市に実績報告は提出
	(6) 仲卸業者の取引ルール	①イ	規制を緩和し、取引し易い環境を整えるため廃止
第5章(中央)、第6章(地方) 監督	(1) 改善措置命令等	③イ	卸売業者に関する、財務の改善命令は、これまで国等が行ってきたが、卸売市場法から卸売業者の財務の改善命令規定が削除されたため、現行の改善措置命令規定に追加をする改正

6 今後のスケジュール



川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について

<参考1> 市場で働く人と取引の流れ(北部市場まるわかりガイドより抜粋)



市場で働く人と取引の流れ

卸売業者

全国の出荷者から生鮮食品等を集め、出荷者に代わって仲卸業者、売買参加者にせり売りや相対取引等で販売する市場の中心的存在です。

青果部 1社
水産物部 2社
花き部 1社



仲卸業者

卸売業者から買い受けた物品を仕分け、調整し、市場の店舗で買出人、売買参加者に販売します。

青果部 19社
水産物部 51社
花き部 2社



売買参加者

仲卸業者とともに、卸売業者の行うせり売りや相対取引時に直接参加できるスーパーマーケット、八百屋さん、花屋さん等です。

青果部 147社
水産物部 7社
花き部 498社

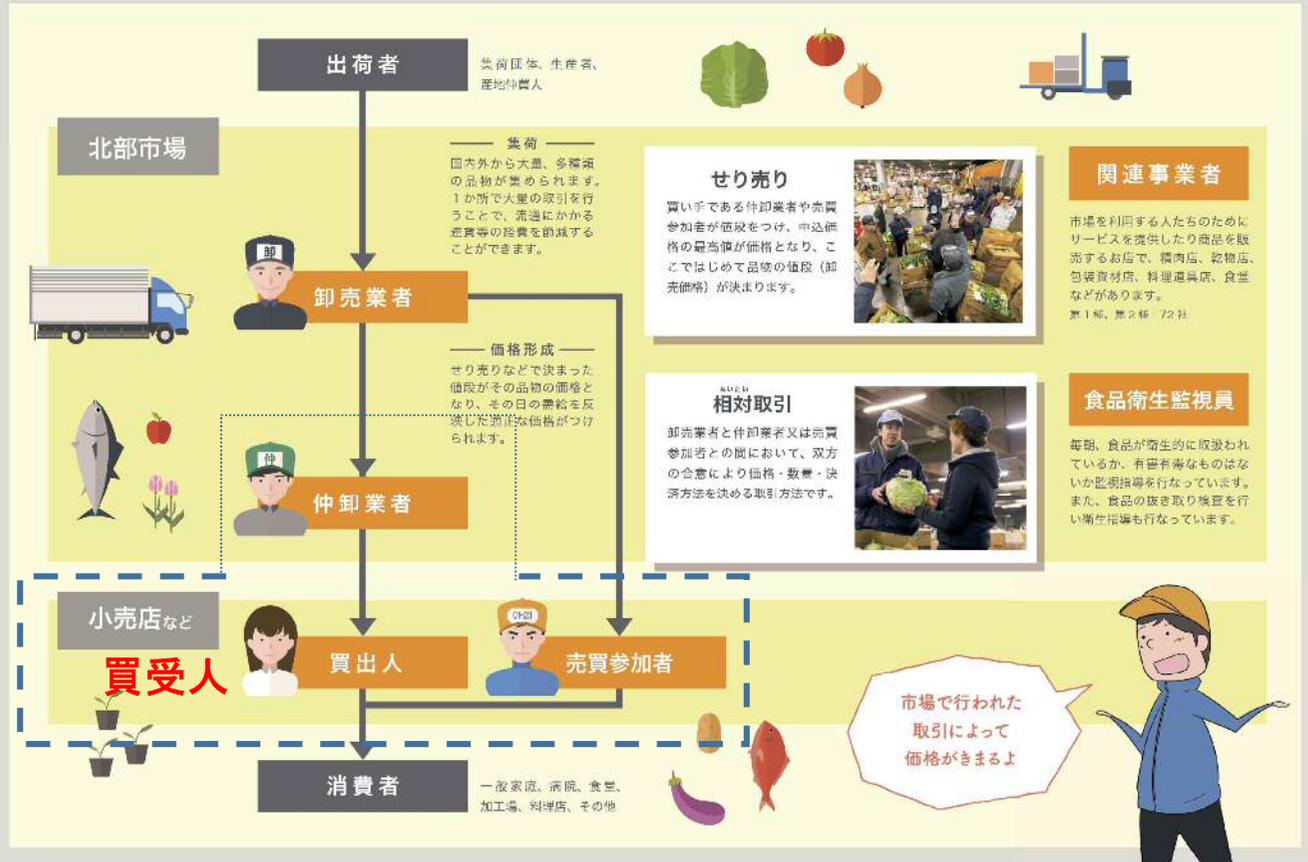


買出人

スーパーや小売店(八百屋、魚屋)、飲食店等が、仲卸業者や関連事業者から仕入れを行い、自分の店舗で消費者に販売します。



市場では食品など数多くの取引が行われています。卸売業者や仲卸業者、売買参加者がせりなどで品物の価格を決め、買出人であるスーパーや小売店が品物を仕入れ、消費者に販売します。その他、関連事業者や食品衛生監視員など様々な人が働いています。



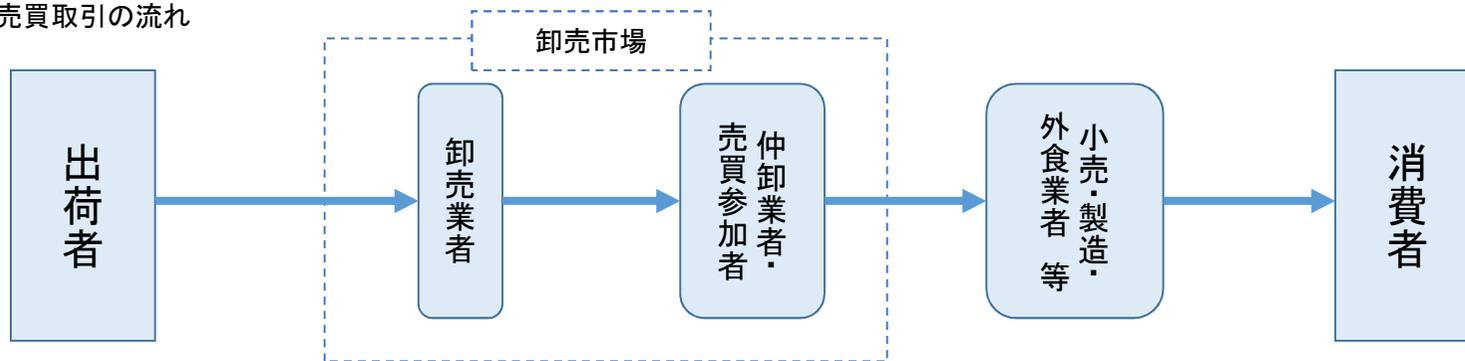
市場の1日



川崎市中心卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正について

<参考2> 現行卸売市場法における、通常の売買取引の流れと主なその他の取引ルールのイメージ

(1) 通常の売買取引の流れ

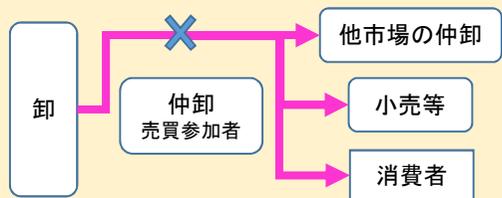


(2) 主なその他の取引ルールのイメージ

1 第三者販売の禁止

原則、卸売業者は、市場内の仲卸業者及び売買参加者以外に卸売をしてはならない。

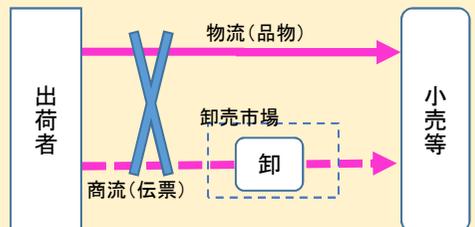
<規制のイメージ>



2 商物一致の原則

原則、卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない。

<規制のイメージ>



3 直荷引きの禁止

原則、仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。

<規制のイメージ>

